

広島市清掃工場余剰電力地産地消事業に係る仕様書

(共通仕様書)

1 事業概要

広島市清掃工場余剰電力地産地消事業（以下「本事業」という。）は、中工場及び安佐南工場で発電した余剰電力（焼却熱を利用した発電電力のうち自家消費に充当しても余った電力）を、小売電気事業者を介して本市公共施設に供給することで、電力の地産地消を実現するものである。

2 事業内容について

(1) 余剰電力の売却

受注者は、本仕様書及び余剰電力の売却に係る仕様書に基づき、中工場及び安佐南工場の余剰電力から、自己託送電力を除いた両工場分の非バイオマス電力及び中工場分のバイオマス電力（安佐南工場分は固定価格買取制度により売却するため対象外）を買い取る。

なお、本市は令和10年度から容量市場への参加を予定していることから、供給力（kW）は売却内容に含めないものとする。

施設名	売却地点等
中工場	仕様書（余剰電力の売却）のとおり
安佐南工場	

(2) 電力の調達

受注者は、本仕様書及び電力の調達に係る仕様書に基づき、余剰電力に係る非化石電源価値（トラッキング付き非FIT非化石証書）を有する電力を、本市公共施設（79施設）に供給する。

ただし、中工場又は安佐南工場の設備の故障等により、発電電力量に著しい減少があった場合はこの限りではない。

なお、供給電力はバイオマス電力を優先するものとし、供給先施設の優先順位は次項の一覧の順位のとおりとする。小学校等（64施設）については供給可能量に応じて、受注者が供給先を決定できるものとする。

供給先施設については、使用状況等を踏まえ、変更する可能性がある。その際は、誠意を持って本市からの協議に応じること。

供給先施設名	需要場所等	順位
中工場	仕様書（電力の調達・中工場）のとおり	—
安佐南工場	仕様書（電力の調達・安佐南工場）のとおり	—
安佐北工場	仕様書（電力の調達・安佐北工場）のとおり	—
西部リサイクルプラザ	仕様書（電力の調達・西部リサイクルプラザ）のとおり	—
北部資源選別センター	仕様書（電力の調達・北部資源選別センター）のとおり	11
市役所本庁舎	仕様書（電力の調達・本庁舎）のとおり	1
市役所北庁舎	仕様書（電力の調達・北庁舎）のとおり	2
市役所北庁舎別館	仕様書（電力の調達・北庁舎別館）のとおり	3
東区役所 東区総合福祉センター	仕様書（電力の調達・東区役所等）のとおり	4
南区役所	仕様書（電力の調達・南区役所）のとおり	5
西区役所	仕様書（電力の調達・西区役所）のとおり	6
安佐南区役所	仕様書（電力の調達・安佐南区役所）のとおり	7
安佐北区役所	仕様書（電力の調達・安佐北区役所）のとおり	8
安芸区役所	仕様書（電力の調達・安芸区役所）のとおり	9
佐伯区役所	仕様書（電力の調達・佐伯区役所）のとおり	10
小学校等（64施設）	仕様書（電力の調達・小学校等）のとおり	12

3 その他

- (1) 廃棄物の適正処理及び廃棄物発電の特性等を踏まえ、本事業を実施すること。
- (2) 受注者は、本市が関係機関に提出する書類の作成等に協力すること。
- (3) 受注者は、国が各供給先施設のために電気料金の補助に相当する政策等を実施した場合は、本事業においても適用可能であれば適切に活用すること。
- (4) 受注者の技術評価項目における独自提案は、契約事項となり、誠実に履行しなければならない。履行に当たっては、事前に本市と内容等について協議を行い、適切な時期・方法により実施すること。なお、万が一、提案の不履行又は不足等が生じる場合は、直ちに本市と協議し、代替案等を示さなくてはならない。